

市有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業

屋根貸し事業について

(1) 屋根貸し事業とは

- ・ 屋根貸し事業は、平成 24 年 7 月 1 日から開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「再エネ買取制度」という）を活用
- ・ 地方自治体等が公共施設の屋根や屋上（以下「屋根等」という。）を事業者へ有償で貸し出し、事業者は公共施設の屋根等に太陽光発電設備を設置及び管理運営する等太陽光発電事業を実施することで、再生可能エネルギーの普及促進を図る

(2) 屋根貸し事業スキーム



① 対象施設提示・公募 [地方自治体等]

地方自治体等は、公共施設のうち屋根貸し事業に適した施設を対象施設として、事業者へ太陽光発電事業のための資金調達、工事及び管理運営等に関する企画提案を公募

② 事業提案 [事業者]

事業者は、地方自治体等が提示する屋根貸し事業に適した対象施設のうち、一部又は全ての施設の太陽光発電事業に関する企画を施設ごとに提案

③ 事業者の選定・使用許可 [地方自治体等]

地方自治体等は、事業提案の公募要件、事業計画等について審査し、施設ごとに事業を実施する事業者を選定し、公共施設の屋根等の使用を許可

④ 太陽光発電事業実施、⑤ 売電、⑥ 売電収入 [事業者]

事業者は、太陽光発電設備を設置し、太陽光発電事業を実施するとともに、発電した電力を再エネ買取制度の調達価格で電気事業者に売電

⑦ 使用料納付 [事業者]

事業者は、屋根等の使用料を地方自治体等へ納付

(3) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

- 平成 23 年 8 月 30 日付けで公布された「電気事業者における再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、再生可能エネルギーによって発電された電気を政府の定める調達価格・調達期間による電気の供給契約の申し込みがあった場合には、電力会社はその調達価格・調達期間で電気を買い取ることを義務付け
- 電力会社が電力の買い取りに要した費用は、原則「賦課金」として国民が負担
- 調達価格は、再エネ買取制度の施行後 3 年間まで、再生可能エネルギーの供給者の利潤に特に配慮
- 10kW 以上の太陽光発電の平成 24 年度調達価格は税込 42 円、調達期間は 20 年、平成 25 年度調達価格は税込 37.8 円、調達期間は前年度同

◆調達価格・調達期間（10kW 以上の太陽光発電）

			平成24年度	平成25年度
調達価格			40円/kWh (税抜) 42円/kWh (税込)	36円/kWh (税抜) 37.8円/kWh (税込)
資本費	システム単価		32.5万円/kW	28.0万円/kW
	土地造成費		0.15万円/kW	前年度同
運転維持費	土地賃借料		年間150円/m ²	〃
	修繕費	建設費の1.6%/年		〃
	諸費			〃
	一般管理費	修繕費・諸費の14%/年		〃
	人件費	300万円/年		〃
IRR			6.0%	〃
調達期間			20年	20年

(4) 屋根貸し事業のメリット

- ① 太陽光発電設備の増加による再生可能エネルギーの普及促進
- ② 屋根等の使用料収入
- ③ 固定資産税収入
- ④ 災害時の施設内での電源確保
- ⑤ 公共施設の有効活用
- ⑥ 雇用創出などによる地域経済の活性化
- ⑦ 再生可能エネルギーの普及によるCO₂削減効果